

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2023年7月15日時点
～2023年7月14日	2023年7月15日～

<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <hr/> <p>別記</p> <p>6 特定加入者回線に係る端末設備の提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定加入者回線に係る端末設備の提供の請求を行うことができる I P 通信網契約者は、料金表第3表に規定する端末設備の種別ごとに、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 別</th> <th>I P 通信網契約者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">変復調装置に係るもの</a></td> <td><a href="#">第6種契約者（カテゴリ-5又はカテゴリ-6に係る者であって、タイプ3に係る者に限ります。）</a></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>7～11 (略)</p> <p>12 <a href="#">オープンコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線の提供等</a></p> <p>(1) <a href="#">当社は、I P 通信網契約者（(2)に規定する者に限ります。以下12において「同じとします。」から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線を提供します。この場合、I P 通信網契約者は、料金表第3表（<a href="#">付帯サービスに関する料金</a>）に規定する料金の支払いを要します。</a></p> <p>(2) <a href="#">屋内配線の提供の請求を行うことができる I P 通信網契約者は、第6種契約者（料金表第1表（<a href="#">料金</a>）に規定するカテゴリ-5又はカテゴリ-6のタイプ3に係る者に限ります。）に限ります。</a></p> <p>(3) <a href="#">当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、屋内配線の設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、I P 通信網契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。</a></p>	種 別	I P 通信網契約者	<a href="#">変復調装置に係るもの</a>	<a href="#">第6種契約者（カテゴリ-5又はカテゴリ-6に係る者であって、タイプ3に係る者に限ります。）</a>	(略)	(略)	<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <hr/> <p>別記</p> <p>6 特定加入者回線に係る端末設備の提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定加入者回線に係る端末設備の提供の請求を行うことができる I P 通信網契約者は、料金表第3表に規定する端末設備の種別ごとに、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 別</th> <th>I P 通信網契約者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>7～11 (略)</p> <p>12 <a href="#">削除</a></p>	種 別	I P 通信網契約者	(略)	(略)
種 別	I P 通信網契約者										
<a href="#">変復調装置に係るもの</a>	<a href="#">第6種契約者（カテゴリ-5又はカテゴリ-6に係る者であって、タイプ3に係る者に限ります。）</a>										
(略)	(略)										
種 別	I P 通信網契約者										
(略)	(略)										

I P 通信網サービス契約約款 別冊 （オープンコンピュータ通信網サービス （第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））	【現改比較表】 2023年7月15日時点
～2023年7月14日	2023年7月15日～

<p><u>(4) 屋内配線を設置するために必要な場所は、I P 通信網契約者から提供していただきます。</u></p> <p><u>(5) I P 通信網契約者が屋内配線を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。</u></p> <p><u>(6) 当社が屋内配線を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により屋内配線に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときの損害賠償の取扱い、その屋内配線と接続するオープンコンピュータ通信網サービスにおける損害賠償の取扱いに準ずるものとしします。</u></p> <p><u>(7) I P 通信網契約者は、当社が設置した屋内配線を善良な管理者の注意をもって使用していただきます。</u></p> <p><u>(8) I P 通信網契約者は、(7)の規定に違反して屋内配線を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</u></p> <p><u>(9) I P 通信網契約者は、当社が設置した屋内配線について、屋内配線の廃止、I P 通信網契約の解除、オープンコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その屋内配線を使用する権利を失ったときは、屋内配線を I P 通信網契約者の費用負担により原状に復した上で、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により I P 通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。</u></p> <p><u>(10) I P 通信網契約者は、(9)の規定による屋内配線の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。</u></p> <p><u>(11) I P 通信網契約者は、(9)の規定による屋内配線の返還に関し、当社がその屋内配線をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとしします。</u></p> <p><u>(12) 当社は、(9)の規定による屋内配線の返還に際して、I P 通信網契約者がその屋内配線以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとしします。</u></p>	<p>料金表</p> <p>第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 利用料金</p>
--	--

<p>料金表</p> <p>第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 利用料金</p>	<p>料金表</p> <p>第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 利用料金</p>
--	--

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年7月15日時点

～2023年7月14日

2023年7月15日～

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容																						
(1) (略)	(略)																						
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) アクセス回線による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>提供するアクセス回線による区別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリ-1～</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-5</td> <td>タイプ3及びタイプ4</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-6</td> <td>タイプ3及びタイプ4</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-7～</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>A タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p>	区 別	内 容	(略)	(略)	区 別	提供するアクセス回線による区別	カテゴリ-1～	(略)	カテゴリ-3 (略)	(略)	カテゴリ-5	タイプ3及びタイプ4	カテゴリ-6	タイプ3及びタイプ4	カテゴリ-7～	(略)	カテゴリ-9 (略)	(略)	区 別	内 容	(略)	(略)
区 別	内 容																						
(略)	(略)																						
区 別	提供するアクセス回線による区別																						
カテゴリ-1～	(略)																						
カテゴリ-3 (略)	(略)																						
カテゴリ-5	タイプ3及びタイプ4																						
カテゴリ-6	タイプ3及びタイプ4																						
カテゴリ-7～	(略)																						
カテゴリ-9 (略)	(略)																						
区 別	内 容																						
(略)	(略)																						

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容																						
(1) (略)	(略)																						
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) アクセス回線による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>提供するアクセス回線による区別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリ-1～</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-5</td> <td>タイプ4</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-6</td> <td>タイプ4</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-7～</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 (略)</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>A タイプ3に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p>	区 別	内 容	(略)	(略)	区 別	提供するアクセス回線による区別	カテゴリ-1～	(略)	カテゴリ-3 (略)	(略)	カテゴリ-5	タイプ4	カテゴリ-6	タイプ4	カテゴリ-7～	(略)	カテゴリ-9 (略)	(略)	区 別	内 容	(略)	(略)
区 別	内 容																						
(略)	(略)																						
区 別	提供するアクセス回線による区別																						
カテゴリ-1～	(略)																						
カテゴリ-3 (略)	(略)																						
カテゴリ-5	タイプ4																						
カテゴリ-6	タイプ4																						
カテゴリ-7～	(略)																						
カテゴリ-9 (略)	(略)																						
区 別	内 容																						
(略)	(略)																						

～2023年7月14日

2023年7月15日～

2 [カテゴリ 5 及びカテゴリ 6 については、当社はコースに規定するDSL回線（電話非重畳のものに限ります。）を特定加入者回線として提供します。](#)

B～E (略)  
(ウ)～(カ) (略)

イ 保守の態様による細目

区 別	内 容
(略)	(略)
備考	
1 (略)	
2 <a href="#">タイプ3のコース1の2のもの並びにタイプ4のコースP1及びコースP10のものは、保守メニュー2に限り提供します。</a>	
3 (略)	

ウ 品目

(ア) (略)

(イ) タイプ3のもの

A コース1のもの

品 目	内 容
(略)	(略)
備考	
1 (略)	
2 24Mb/s品目のものは、 <a href="#">光アクセス回線が共通編別記2に規定する特定協定事業者のうち、西日本電信電話株式会社に係るもの</a> に限り提供します。	

B コース1の2のもの

2 [削除](#)

B～E (略)  
(ウ)～(カ) (略)

イ 保守の態様による細目

区 別	内 容
(略)	(略)
備考	
1 (略)	
2 タイプ4のコースP1及びコースP10のものは、保守メニュー2に限り提供します。	
3 (略)	

ウ 品目

(ア) (略)

(イ) タイプ3のもの

A コース1のもの

品 目	内 容
(略)	(略)
備考	
1 (略)	
2 24Mb/s品目のものは、 <a href="#">DSL回線が西日本電信電話株式会社に係るもの</a> に限り提供します。	

B コース1の2のもの

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2023年7月15日時点
	~2023年7月14日	

		品目	内 容			品目	内 容
		(略)	(略)			(略)	(略)
		備考 <u>コース1の2に係る品目はカテゴリ-5又はカ テゴリ-6に限り適用します。</u>					
		(ウ) (略)				(ウ) (略)	
(3)~(10) (略)		(略)		(3)~(10) (略)		(略)	
(11) 保守メニューに係る加算額の適用	特定加入者回線に係る保守メニュー2の利用の場合の定額利用料の加算額は、1の特定加入者回線(料金表第1表(料金)に定める <u>タイプ3のコース1の2に係るもの並びにタイプ4のコースP1及びコースP10に係るものを除きます。</u> )ごとに適用します。	(11) 保守メニューに係る加算額の適用	特定加入者回線に係る保守メニュー2の利用の場合の定額利用料の加算額は、1の特定加入者回線(料金表第1表(料金)に定めるタイプ4のコースP1及びコースP10に係るものを除きます。)ごとに適用します。				
(12) <u>利用料金の適用除外</u>	<u>第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-5又はカテゴリ-6のタイプ3(特定加入者回線に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態(当社が別に定める事象であって、特定加入者回線の終端に接続される端末設備とその端末設備と対向して収容IP通信網サービス取扱所に設置される特定加入者回線に係る回線収容部との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下、同じとします。)となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限ります。)であって、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、第6種契約者からその旨の申出があり、その第6種契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表(料金)の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</u> <u>(注) 本欄に規定する当社が別に定める事象とは、共通編別記17の(3)のAに定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象に準ずるものとします。</u>	(12) <u>削除</u>	<u>削除</u>				

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス  
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年7月15日時点

～2023年7月14日

2023年7月15日～

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(4) カテゴリー5のもの

ア タイプ3のもの

(ア) コース1のもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

	<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<u>プラン1のもの</u>	<u>1.5Mb/sのもの</u>	<u>11,350円</u> <u>(12,485円)</u>
	<u>8 Mb/sのもの</u>	<u>11,550円</u> <u>(12,705円)</u>
	<u>12Mb/sのもの</u>	<u>11,650円</u> <u>(12,815円)</u>
	<u>40Mb/sのもの</u>	<u>11,750円</u> <u>(12,925円)</u>
	<u>47Mb/sのもの</u>	<u>11,850円</u> <u>(13,035円)</u>
<u>プラン2のもの</u>	<u>1.5Mb/sのもの</u>	<u>16,350円</u> <u>(17,985円)</u>
	<u>8 Mb/sのもの</u>	<u>16,550円</u> <u>(18,205円)</u>
	<u>12Mb/sのもの</u>	<u>16,650円</u> <u>(18,315円)</u>
	<u>40Mb/sのもの</u>	<u>16,750円</u> <u>(18,425円)</u>
	<u>47Mb/sのもの</u>	<u>16,850円</u> <u>(18,535円)</u>
<u>プラン3のもの</u>	<u>1.5Mb/sのもの</u>	<u>27,650円</u> <u>(30,415円)</u>

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(4) カテゴリー5のもの

ア 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス  
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年7月15日時点

～2023年7月14日

2023年7月15日～

<a href="#">8 Mb/sのもの</a>	<a href="#">27,850円</a> <a href="#">(30,635円)</a>
<a href="#">12Mb/sのもの</a>	<a href="#">27,950円</a> <a href="#">(30,745円)</a>
<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">28,050円</a> <a href="#">(30,855円)</a>
<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">28,150円</a> <a href="#">(30,965円)</a>

B [西日本電信電話株式会社に係るもの](#)

1 契約ごとに月額

	<u>区 分</u>	<u>料 金 額</u>
<a href="#">プラン1のもの</a>	<a href="#">1.5Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,350円</a> <a href="#">(12,485円)</a>
	<a href="#">8 Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,550円</a> <a href="#">(12,705円)</a>
	<a href="#">12Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,650円</a> <a href="#">(12,815円)</a>
	<a href="#">24Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,720円</a> <a href="#">(12,892円)</a>
	<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,750円</a> <a href="#">(12,925円)</a>
	<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">11,750円</a> <a href="#">(12,925円)</a>
<a href="#">プラン2のもの</a>	<a href="#">1.5Mb/sのもの</a>	<a href="#">16,350円</a> <a href="#">(17,985円)</a>
	<a href="#">8 Mb/sのもの</a>	<a href="#">16,550円</a> <a href="#">(18,205円)</a>
	<a href="#">12Mb/sのもの</a>	<a href="#">16,650円</a> <a href="#">(18,315円)</a>

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス  
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年7月15日時点

～2023年7月14日

2023年7月15日～

	<a href="#">24Mb/sのもの</a>	<a href="#">16,720円</a> <a href="#">(18,392円)</a>
	<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">16,750円</a> <a href="#">(18,425円)</a>
	<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">16,750円</a> <a href="#">(18,425円)</a>
<a href="#">プラン3のもの</a>	<a href="#">1.5Mb/sのもの</a>	<a href="#">27,650円</a> <a href="#">(30,415円)</a>
	<a href="#">8 Mb/sのもの</a>	<a href="#">27,850円</a> <a href="#">(30,635円)</a>
	<a href="#">12Mb/sのもの</a>	<a href="#">27,950円</a> <a href="#">(30,745円)</a>
	<a href="#">24Mb/sのもの</a>	<a href="#">28,020円</a> <a href="#">(30,822円)</a>
	<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">28,050円</a> <a href="#">(30,855円)</a>
	<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">28,050円</a> <a href="#">(30,855円)</a>

(イ) [コース1の2のもの](#)

[A 東日本電信電話株式会社に係るもの](#)

1 契約ごとに月額

	区 分	料 金 額
<a href="#">プラン1のもの</a>	<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">19,800円</a> <a href="#">(21,780円)</a>
	<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">19,800円</a> <a href="#">(21,780円)</a>
<a href="#">プラン2のもの</a>	<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">24,800円</a> <a href="#">(27,280円)</a>
	<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">24,800円</a> <a href="#">(27,280円)</a>



I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年7月15日時点

～2023年7月14日

2023年7月15日～

<a href="#">プラン3のもの</a>	<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">39,800円</a> <a href="#">(43,780円)</a>
	<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">39,800円</a> <a href="#">(43,780円)</a>

イ (略)

(5) カテゴリー6のもの

ア [タイプ3のもの](#)

(ア) [コース1のもの](#)

A [東日本電信電話株式会社に係るもの](#)

1 契約ごとに月額

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">1.5Mb/sのもの</a>	<a href="#">8,100円</a> <a href="#">(8,910円)</a>
<a href="#">8 Mb/sのもの</a>	<a href="#">8,300円</a> <a href="#">(9,130円)</a>
<a href="#">12Mb/sのもの</a>	<a href="#">8,400円</a> <a href="#">(9,240円)</a>
<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">8,500円</a> <a href="#">(9,350円)</a>
<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">8,600円</a> <a href="#">(9,460円)</a>

B [西日本電信電話株式会社に係るもの](#)

1 契約ごとに月額

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">1.5Mb/sのもの</a>	<a href="#">8,100円</a> <a href="#">(8,910円)</a>
<a href="#">8 Mb/sのもの</a>	<a href="#">8,300円</a> <a href="#">(9,130円)</a>

イ (略)

(5) カテゴリー6のもの

ア [削除](#)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年7月15日時点

～2023年7月14日

2023年7月15日～

<a href="#">12Mb/sのもの</a>	<a href="#">8,400円</a> <a href="#">(9,240円)</a>
<a href="#">24Mb/sのもの</a>	<a href="#">8,470円</a> <a href="#">(9,317円)</a>
<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">8,500円</a> <a href="#">(9,350円)</a>
<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">8,500円</a> <a href="#">(9,350円)</a>

(イ) [コース1の2のもの](#)

1 契約ごとに月額

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
<a href="#">40Mb/sのもの</a>	<a href="#">15,150円</a> <a href="#">(16,665円)</a>
<a href="#">47Mb/sのもの</a>	<a href="#">15,150円</a> <a href="#">(16,665円)</a>

イ (略)

(6)～(8) (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1 契約ごとに月額

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-2、カテゴリ-3 (タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリ-5 ([タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースG](#)

イ (略)

(6)～(8) (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1 契約ごとに月額

<a href="#">区 分</a>	<a href="#">料 金 額</a>
(略)	(略)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-2、カテゴリ-3 (タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリ-5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-6、

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年7月15日時点

～2023年7月14日

2023年7月15日～

Fであって、プラン1に限り。)、カテゴリー6、カテゴリー7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限り。)、カテゴリー8 (タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限り。) 又はカテゴリー9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限り。) に係る第6種契約者に限り提供します。  
2～8 (略)

カテゴリー7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限り。)、カテゴリー8 (タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限り。) 又はカテゴリー9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限り。) に係る第6種契約者に限り提供します。  
2～8 (略)

(2) パターンB

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
(略)	(略)

区 分	料 金 額
(略)	(略)

備考

備考

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリー1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限り。)、カテゴリー5 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限り。)、カテゴリー7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限り。)、カテゴリー8 (タイプ4のコースUであって、プラン2に限り。) 又はカテゴリー9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限り。) に係る第6種契約者に限り提供します。

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリー1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に限り。)、カテゴリー5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン2に限り。)、カテゴリー7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限り。)、カテゴリー8 (タイプ4のコースUであって、プラン2に限り。) 又はカテゴリー9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限り。) に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

2～8 (略)

4-2-3 (略)

4-2-3 (略)

4-2-4 特定加入者回線に係る加算額  
保守メニュー2のものに係る加算額

4-2-4 特定加入者回線に係る加算額  
保守メニュー2のものに係る加算額

(1) カテゴリー5又はカテゴリー6のもの  
ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

(1) カテゴリー5又はカテゴリー6のもの  
ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに月額

1の特定加入者回線ごとに月額

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年7月15日時点  
 ~2023年7月14日 2023年7月15日~

区 分		料金額
<a href="#">タイプ3のコース1に係るもの</a>		2,500円 (2,750円)
タイプ4に係るもの	(略)	(略)
備考 (略)		

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの  
 1の特定加入者回線ごとに月額

区 分		料金額
<a href="#">タイプ3のコース1に係るもの</a>		2,500円 (2,750円)
タイプ4に係るもの	(略)	(略)

(2) (略)  
 4-2-5~4-2-7 (略)

区 分		料金額
タイプ4に係るもの	(略)	(略)
備考 (略)		

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの  
 1の特定加入者回線ごとに月額

区 分		料金額
タイプ4に係るもの	(略)	(略)

(2) (略)  
 4-2-5~4-2-7 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容								
(1) (略)	(略)								
(2) ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び回線調整工事費の適用	ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び回線調整工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>ネットワーク工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 回線</td> <td>第6種契約 (カテゴリ5又はカテゴリ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ネットワーク工事費等の適用	ア (略)	(略)	イ (略)	(略)	ウ 回線	第6種契約 (カテゴリ5又はカテゴリ
区 分	ネットワーク工事費等の適用								
ア (略)	(略)								
イ (略)	(略)								
ウ 回線	第6種契約 (カテゴリ5又はカテゴリ								

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容								
(1) (略)	(略)								
(2) ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費の適用	ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>ネットワーク工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 削除</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ネットワーク工事費等の適用	ア (略)	(略)	イ (略)	(略)	ウ 削除	削除
区 分	ネットワーク工事費等の適用								
ア (略)	(略)								
イ (略)	(略)								
ウ 削除	削除								

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2023年7月15日時点
～2023年7月14日	2023年7月15日～	

	<p><u>調整工事費</u> - 6 (タイプ3に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)に係る特定加入者回線について、回線調整 (回線収容替え、ブリッジタップはずし (特定加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にするをいいます。以下、同じとします。)) 又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。)を要する場合に適用します。</p>		
(3)～(10) (略)	(略)	(3)～(10) (略)	(略)
(11) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア～カ (略) キ <u>第6種契約 (カテゴリ5又はカテゴリ6 (タイプ3に係るものに限ります。)) に係るものに限ります。)) に係るオープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合、(そのことを当社が確認できる場合に限ります。)) であって、そのオープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、I P通信網契約者からその旨の申出があり、そのI P通信網契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合の工事 (リンク未確立状態となったオープンコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の特定加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限ります。))</u> ク～コ (略)</p>	(11) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア～カ (略) キ <u>削除</u>  ク～コ (略)</p>
(12)～(14) (略)	(略)	(12)～(14) (略)	(略)

2 工事費の額

2 工事費の額

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年7月15日時点

～2023年7月14日

2023年7月15日～

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス(第7種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。)に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1)～(2) (略)	(略)	(略)
(3) <u>回線調整工事費</u>	<u>ア 回線収容替えを行う工事の場合</u>	<u>別に算定する実費</u>
	<u>イ ブリッジタップはずしを行う工事の場合</u>	<u>別に算定する実費</u>
	<u>ウ 保安器の変更を行う工事の場合</u>	<u>別に算定する実費</u>
(4)～(9) (略)	(略)	(略)

備考

- 当社は、回線調整(保安器の変更を除きます。)の結果を、その第6種契約者に通知します。
- 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。
- 回線調整の結果、DSL回線の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整工事費は適用しません(保安器の変更に係るものを除きます。)

2-2 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第6 特定加入者回線に係る端末設備等使用料

1 適用

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス(第7種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。)に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1)～(2) (略)	(略)	(略)
(3) <u>削除</u>		<u>削除</u>
(4)～(9) (略)	(略)	(略)

備考 削除

2-2 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第6 特定加入者回線に係る端末設備等使用料

1 適用

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年7月15日時点

～2023年7月14日

2023年7月15日～

区 分	内 容
(1) 特定加入者回線に係る端末設備等の提供に係る料金の適用	ア (略) イ 端末設備に関する料金は、端末設備使用料の基本料を適用し、特定加入者回線に係る保守の態様が保守メニュー2に係るものは加算料を合算（配線設備多重装置の場合を除きます。）して適用します。 ウ (略)
(2) 特定加入者回線に係る端末設備等使用料の適用に関する特例	第6種契約（カテゴリ5又はカテゴリ6（タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るオープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合、（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのオープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、第2の2の6 特定加入者回線に係る端末設備等使用料の規定にかかわらず、端末設備等使用料（リンク未確立状態となったオープンコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の特定加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限ります。）は適用しません。

区 分	内 容
(1) 特定加入者回線に係る端末設備等の提供に係る料金の適用	ア (略) イ 端末設備に関する料金は、端末設備使用料の基本料を適用します。 ウ (略)
(2) 削除	削除

2 端末設備使用料

2-1 基本料

1 装置ごとに月額

区 分	料金額
東日本電信電話株式会社に係るもの	
変復調装置（ADSLモデム）	1.5Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの 440円 (484円)
変復調装置・ルーター機能付き（ADSLモデム）	40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの 490円 (539円)
(略)	(略)

2 端末設備使用料

2-1 基本料

1 装置ごとに月額

区 分	料金額
東日本電信電話株式会社に係るもの	
(略)	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2023年7月15日時点

～2023年7月14日

2023年7月15日～

西日本電信電話株式会社に係るもの

変復調装置 (ADSLモデム)	440円 (484円)
(略)	(略)

備考 (略)

2-2 加算料

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 特定加入者回線ごとに月額

	料 金 額
保守メニュー2に係るもの	500円 (550円)

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 特定加入者回線ごとに月額

	料 金 額
保守メニュー2に係るもの	500円 (550円)

3 (略)

第6の2～第10 (略)

第11 特定加入者回線に係る屋内配線利用

1 適用

区 分	内 容
屋内配線利用料 の適用	<p>1 当社は特定加入者回線 (DSL回線に係るもの) に限りません。以下この欄において同じとします。) に係る I P通信網契約者について、次の配線ごとに屋内配線利用料を適用します。</p> <p>ア 特定加入者回線の終端からジャック又はローゼット (ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。) までの</p>

西日本電信電話株式会社に係るもの

(略) (略) (略)

備考 (略)

2-2 削除

3 (略)

第6の2～第10 (略)

第11 削除



I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2023年7月15日時点
～2023年7月14日		2023年7月15日～

<p><u>配線</u></p> <p>イ <u>1のジャック又はローゼット又は他のジャック又はローゼットまでの配線</u></p> <p>2 <u>屋内配線利用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p><u>2 料金額</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;"><u>単 位</u></th> <th style="text-align: center;"><u>料 金 額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>屋内配線利用料</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1の特定加入者回</u></td> <td style="text-align: center;"><u>60円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>線ごとに</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(66円)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 屋内配線の提供等に関する工事費</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;"><u>単 位</u></th> <th style="text-align: center;"><u>工事費の額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>屋内配線の提供等に関する工事費</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1の工事ごとに</u></td> <td style="text-align: center;"><u>別に算定する 実費</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第12～第13 (略) 料金表別表 (略)</p>		<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>	<u>屋内配線利用料</u>	<u>1の特定加入者回</u>	<u>60円</u>	<u>線ごとに</u>	<u>(66円)</u>		<u>単 位</u>	<u>工事費の額</u>	<u>屋内配線の提供等に関する工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>別に算定する 実費</u>	<p>第12～第13 (略) 料金表別表 (略)</p>
	<u>単 位</u>	<u>料 金 額</u>													
<u>屋内配線利用料</u>	<u>1の特定加入者回</u>	<u>60円</u>													
	<u>線ごとに</u>	<u>(66円)</u>													
	<u>単 位</u>	<u>工事費の額</u>													
<u>屋内配線の提供等に関する工事費</u>	<u>1の工事ごとに</u>	<u>別に算定する 実費</u>													